

京都府人権教育・啓発施策推進懇話会の概要について

(第52回、令和3年度第2回)

- 1 日 時 令和4年3月16日（水） 午前10時00分～11時30分
- 2 会 場 ルビノ京都堀川『ひえい』
- 3 出席者 坂元座長、上田委員、康委員、木内委員、十倉委員、外村委員、中村委員
（阿久澤副座長、齋藤委員、武田委員、三宅委員 欠席）
京都府：人権啓発推進室長、教育庁人権教育室長他
- 4 傍聴者 なし
- 5 開 会 角田人権啓発推進室長あいさつ
- 6 議事の概要

(1) 意見交換

◆ 2022年度（令和4年度）実施方針・実施計画について

資料1-1、1-2、2-1、2-2により、事務局から説明

【委員の意見】

- 拉致問題の取組を実施するにあたって、在日コリアンに対する差別事象、ヘイトスピーチが起きないように十分配慮する旨、明記してはどうか。
- ヤングケアラーという用語の説明を追加してはどうか。
- 子どものアドボカシーが重視される動きが国内外で起こっているため、その視点を取り入れて欲しい。また、小中学生を対象としたSOS発信教育についても同様に、子どもの視点に立った施策として欲しい。
- 児童虐待が増加傾向にあることも踏まえ、「子どもが安心・安全に暮らすための取組を推進」の表現を「子どもが安心・安全に暮らすための取組を強化」に変更してはどうか。
- 「障害者」という表現は、府がこれまでも使用してきた「障害のある人」に修正してはどうか。また、「男性も女性も」という表現も、性的少数者の存在について意識するためにも「性別にかかわらず」などと修正してはどうか。
- ハンセン病について、「ハンセン病問題基本法」が家族訴訟を受けて大きく改正されていることも踏まえ、ハンセン病元患者だけでなく、その家族についての記載を追加してはどうか。
- 旧優生保護法に基づく強制不妊手術を受けられた方について全く触れられていないように思うため、追加してはどうか。

【主な質疑・応答】 (○：委員、●：事務局)

(1) 意見交換

◆ 2022年度（令和4年度）実施方針・実施計画について

《ヤングケアラーについて》

- ヤングケアラーについて、京都府での実態把握はしているのか。
- 今年度ヤングケアラー支援者向けの調査を実施し、現在集計作業中である。
- ヤングケアラーの支援体制強化事業として、「ヤングケアラー総合対策センター（仮称）」が設置されるとあるが、府の独自事業なのか。また担当部局はどこになるのか。
- ヤングケアラーという用語は、最近取り上げられるようになったものだが、福祉分野では、以前から同様の状況の児童生徒について認識されてきた。これまでは各部局においてバラバラに対応してきたものを、「ヤングケアラー総合対策センター（仮称）」を核とし、府が一体となって支援体制を整えていくことを目指していく府の事業となる。取りまとめ自体は家庭支援課で行う予定だが、来年度の体制となるため未確定である。

《府民調査結果について》

- 「人権が尊重された豊かな社会になっている」と回答した人が減少しているとのことだが、どの程度の減少割合で、その原因は何か。
- 平成26年結果は33.0%、令和2年度結果は25.6%で7.4%の減少。一方、同調査において「府民一人ひとりの人権意識は10年前と比べて高くなっている」と回答した人は、平成26年結果では34.4%、令和2年度結果では42.7%で8.3%増加しているとともに、「人権研修に参加したことがある」と回答した人も、平成26年結果では15.2%、令和2年度結果では23.9%で8.7%増加している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、生活様式に大きな変化が伴った時期であり、同調査において「外出の機会が減ったことにストレスを感じる」と回答した人は50.5%と非常に高かった。コロナ差別や生活様式の変化によるDV、虐待の増加が問題となったこともあり、その心理的影響が反映されたものとも考えられる。
また、学識経験者からの意見聴取では、「人権意識が高まることによって、これまで見過ごしていた人権侵害への気づきも強まっている」との言及もいただいております、そういった点も原因ではないかと考えられる。

《企業等を対象とした人権研修について》

- 現在性を持った記述と改めるため、企業が関心を寄せている「ビジネスと人権」や「人権DD」などの記載を追加してはどうか。
- 記載は「あらゆる差別」としているが、現在性のあるテーマ設定を行っており、これまでも時勢に応じてSDGsと人権やインバウンドと人権などを取り上げてきている。研修時実施のアンケートにおいて、企業の社会的責任や企業倫理について取り上げて欲しいというような声もあった。御意見でいただいたものも参考に、来年度のテーマについても検討していきたい。

《成人年齢引き下げについて》

- 令和4年4月施行ということもあり喫緊の課題であると考え。府下の中高生を対象とした啓発をすすめるほか、専門学校生や既に働いている等学校に通っておられない層にもしっかり届くよう、全体的な取組をすすめてほしい。
- 非常に重要な課題と認識しており、高校生を中心に学校等での教育に取り組んでいる。府としてもその取組を支援するため、啓発冊子の配布や消費生活相談員の派遣等も行っている。また、中学校でも消費生活について学んでいただけるような取組を実施しているほか、学校に通っていない層への啓発として、幅広い年齢層に向けての講演や、府のHP、SNS等を活用した啓発も

実施している。

《性暴力被害者への支援について》

- 健康福祉部実施事業に「性暴力被害者ワンストップ相談支援センター事業」とあるが、性犯罪の場合、府民環境部所管の「犯罪被害者支援センター」の支援対象でもあるため、窓口が2通りあるということになるのではないかと。もしくは連携して対応しているのか。
- 「性暴力被害者ワンストップセンター」は相談に来られた方のカウンセリングを実施し、医療機関への同行受診や弁護士・警察等への同行支援、関係機関との調整、医療費や弁護士費用の助成等を実施している。医療福祉分野の支援の比重が大きいことから、健康福祉部が所管しているもの。性被害については、証拠不十分や事案発生から長期間経過後に相談に来られるケースなど、犯罪とならず、「犯罪被害者支援センター」での対応が難しい案件もあることから、福祉面での支援という視点で取り組んでいるところ。もちろん性犯罪となる場合などは「犯罪被害者支援センター」が対応することも考えられる。

《犯罪被害者支援について》

- 犯罪被害者支援に特化した条例の制定が検討されているとのことだが、どのような内容を柱と考えておられるか。また制定時期は。次年度予算への反映状況は。
- 1月に学識経験者や犯罪被害者ご遺族の方、社会福祉士などから御意見を頂戴し、課題の深掘りを実施したところ。大規模で被害者が広範囲にわたる事犯への初期対応や既存制度では被害者救済が届かなかった部分についての体制の構築、経済面や日常生活への支援制度、ネット上での誹謗中傷への被害者支援、また、被害者をサポートする立場の方が心理的不安を抱えてしまう二次受傷への被害者支援などが課題となっている。
令和4年度に検討委員会を立ち上げ、制度内容の議論を進めていく予定であり、現時点で制定時期は未定である。令和4年度については、検討委員会分以上の予算は編成しておらず、令和5年度以降についても今後検討していく予定。
- 支援が必要なタイミングでは、被害者はショックから思考停止状態となっていることが多く、プッシュ型の支援が必要と考える。また、大規模な被害の出る事件を想定した内容とする必要だと考える。役に立つ条例としてほしい。

《ハラスメント研修について》

- 4月以降ハラスメント研修が義務化されるが、行政からプログラムの提供や、何らかの支援は実施されるのか。
- ハラスメント研修については、来年度現在性を持った内容を選定して実施していく予定としているほか、厚生労働省で作成された啓発冊子等について関係団体へ周知配布等を行っているところ。
また、例年12月を「職場におけるハラスメント撲滅月間」と位置づけ、労働局と連携したセミナーを開催している。今年度は1月2月にもセミナーを開催し、計100名程度に参加いただいている。来年度も5月にWEBセミナーの開催を予定している。

《今後の懇話会の運営について》

- 実施計画については、具体的な事業内容が分からないため、具体的に「こうしてほしい」というような意見を出すのは難しいのではないかと。今後は啓発や研修の手法のアイデアについて、各委員から意見を聴取するような形にしてはどうか。
- 今後は懇話会を実地で開催し、委員からの意見聴取の機会をしっかりと設けていきたい。